

公益財団法人世界平和研究所 競争的資金等不正防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）を踏まえ、競争的資金等の不正を発生させる要因の実態を把握し、優先的に取り組む事項を明確にするとともに、その要因を除去し、抑止機能のある環境の構築を図ることにより競争的資金等の適正使用を図ることを目的として本計画を制定する。

1. 競争的資金等の適正な執行管理に関する事項

- (1) 「競争的資金等に関する取扱要領（内規）」に基づき、科学研究費補助金をはじめとした競争的資金等の運営・管理を適正に行うため同内規を周知徹底し、関係者がそれぞれ与えられた責任を果たす。
- (2) 組織や業務の実態に応じ、適時に同内規の見直しを図る。

2. 研究職等の意識向上に関する事項

- (1) 同内規に基づき、研究不正行為防止に係るコンプライアンス研修等を実施し、研究職等の意識向上を図る。

3. 体制構築に関する事項

- (1) 一人に業務を任せることが不正を発生させる温床になることから、適切な相互牽制体制の構築を行う。
- (2) 具体的には、予算管理、経費使用伺、業者の選定・発注、納品確認、会計伝票の起票・承認、支払処理に至る業務の流れにおいて、研究者と事務局の役割分担を明確にするとともに、事務局内の研究事務担当者、経理担当者の役割分担を明確にする。さらに、統括管理責任者である事務局長が各段階で確認・承認を行うこととする。

4. その他不正防止に必要な事項

- (1) 競争的資金等の不正使用の防止に向けた措置等をホームページにより公表する。